

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	屋外広告物表示等の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、表示等の許可をする。	
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例(平成11年条例第31号)	
条 項	第7条	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>松山市屋外広告物条例第7条の規定による許可等で、同条例施行規則第2条の規定による許可等の申請があった場合、同条例施行規則別表3の基準に適合することを基準とする。</p> <p><b>【根拠法令等】</b> 松山市屋外広告物条例</p> <p>第7条 前3条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、本市の区域内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。</p> <p>松山市屋外広告物条例施行規則</p> <p>第2条 条例第7条若しくは第10条第3項の規定による許可又は条例第8条第2項の規定による確認を受けようとする者は、屋外広告物許可(確認)申請書(様式第1号)正副2通に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 広告物又は掲出物件(以下これらを「広告物等」という。)の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面</p> <p>(2) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況を示すカラー写真</p> <p>(3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有若しくは管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し</p> <p>(4) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を示す見取図</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>第9条 条例第15条第1項の規則で定める許可の基準は、別表3のとおりとする。</p> <p>別表3(第9条関係)</p> <p>第1 許可地域における許可の基準</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること。</p> <p>(2) 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。</p> <p>(3) 電飾装備を有する広告物等にあつては、昼間においても美観風致を害しないものであること。</p> <p>(4) 投光器その他照明装置を使用する広告物等にあつては、漏れ光及び光の性質に関する配慮等がなされたものであること。</p> <p>(5) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。</p> <p>2 個別基準(松山市屋外広告物条例施行規則 別表3を参照)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。